

# てるぼサポート

(福祉サービス利用援助事業)

こんなことに困っていませんか？

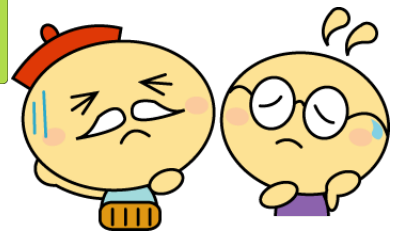
- 福祉のサービスを使いたいけどどうしたらいいの？
- お金のやりくりや支払いの自信がない。気がつくとき足りない。
- 通帳や印鑑の管理や、難しい書類の手続きが、わからなくて心配。



住み慣れた地域で暮らしを手伝うサービスです。

市川市社会福祉協議会がお手伝いします。

利用の際は「契約」して、お手伝いの内容をきめます。



## (お手伝いできる内容)

### ① 福祉サービス利用援助 (基本サービス)

- 福祉サービスについての情報をわかりやすくお伝えします。
- 福祉サービスを始めるとき、やめるときに手続きのお手伝いをします。
- 福祉サービスを利用中に困ったことがあったときは、解決できるようにお手伝いします。

### ② 財産管理サービス (追加サービス)

- 口座から必要なお金をおろして渡します。
- 家賃や公共料金など払い忘れがないようにお手伝いをします。
- お金のやりくりを一緒に考えます。

### ③ 財産保全サービス (追加サービス)

- 通帳や年金証書、実印などを銀行の貸金庫で預かります。
- ※現金・商品券・株券・自宅の鍵などは預かることはできません。



(ご相談はこちらまで)

市川市社会福祉協議会 (てるぼサポート)

〒272-0026 市川市東大和田 1-2-10 TEL 047-711-1421

※相談時間：月～金曜日 9時00分～17時00分 (土日・祝日はお休み)

# （ご利用までの流れ）

相談  
受け付け  
受付

いちかわししゃかいふくしきょうぎかい しょうだん  
市川市社会福祉協議会にご相談ください。  
こま ぎ てつだ せつめい  
困りごとを聞き、どのようなお手伝いができるか説明をします。



ほうもん  
訪問  
ちょうさ  
調査

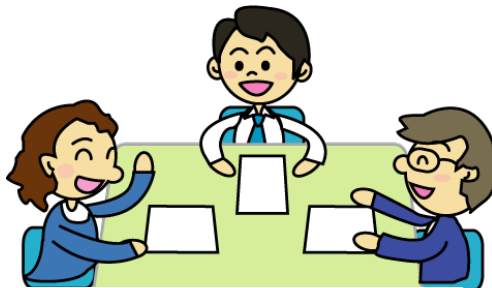
あなたの自宅に訪問をして、てるぼサポートの  
せつめい おこな あらた りよう  
説明を行い、改めて利用したいかを、あなたに  
き聞きます。

りよう かくにん けいやく かくにん  
利用をしたいことを確認したら、契約できるか確認をします。

しんさ  
審査

あなたとの契約ができるかなど、いし べんごし せんもんか しんさ  
おこな  
が行われます。

しんさ まいつき1かい  
※審査は毎月1回



けいやく  
契約  
しえんけいかく  
支援計画

しんさ けいやく かのう てつだ ないよう かいすう しょうだん  
審査で契約が可能になると、手伝える内容や回数をあなたと相談して  
き けいやく  
決めます。よければ、契約を結びます。

しえん けいかく  
（支援計画）※たとえば・・・

- まいしゅうすいようび ごせんちゅう じたく ほうもん  
1) 毎週 水曜日の午前中にご自宅に訪問します。
- ぎんこう えん とど  
2) 銀行から10,000円をおろしてお届けをします。
- ほうもん とき こうきょうりょうきんほか しはら てつだ  
3) 訪問の時に公共料金 他の支払いを手伝ったり  
か はら  
代わりに払います。

サービス  
かいし  
開始

けいやくご しえん けいかく き ひ せいかつしえんいん ほうもん しえん おこな  
契約後、支援計画で決めた日に生活支援員が訪問をして支援を行います。  
せんもんいん き ひ ほうもん はんだん ちから しえんけいかく  
専門員も決まった日に訪問をして、あなたの判断する力と支援計画がよ  
いかかくにん  
いか確認をします。



## (ご利用の前に)

### (対象となるかた)

以下のいずれにもあてはまる場合、お申し込みができます。

- ① 市川市内にお住まいの方。
- ② 福祉サービスなどの手続きやその支払いなどをひとりで行うのが不安な方。
- ③ このサービスを利用したいと思っている方。
- ④ 説明を受けて、このサービスを手伝ってもらえる内容がわかる方。
- ⑤ 市川市内にある銀行などの口座をもっている方。

この事業は、ご本人と社会福祉協議会が契約をして、支援計画どおりサービスを提供します。そのため、契約内容を理解できる能力と利用を希望する気持ちが必要となります。

### (支援が始まるまでにかかる期間)

初めてのご相談から、契約までにかかる期間は、2～3か月程度です。その時々のご本人の状況によっては、それ以上の期間がかかることもあります。



### (サービスの対象にならなかった場合)

このサービスはご本人の権利を守るサービスです。面談などで契約が難しいと判断した場合は「成年後見制度」のご利用をすすめる場合があります。



### (福祉サービス利用援助事業ではできないこと) ※相談はできます。

- × 日常の買い物、家事、送迎
- × キャッシュカードでの払い戻し
- × 口座の新規開設
- × 定期預金の出し入れや解約
- × 入居や入院の契約の代理
- × 自宅の処分や賃貸住宅の解約
- × 身元引受人や保証人になること
- × 確定申告など専門家が行うもの
- × お亡くなりになった後の払い戻しや支払い

